

(3) 申請人（お相手の方）は、配偶者（あなた）の母国語をどの程度理解できますか。

☐ 難しい＝通訳が必要

☐ 筆談／あいさつ程度

☐ 日常会話程度は可能

☒ 会話に支障なし

(4) 配偶者（あなた）は、申請人（お相手の方）の母国語をどの程度理解できますか。

☒ 難しい＝通訳が必要

☐ 筆談／あいさつ程度

☐ 日常会話程度は可能

☐ 会話に支障なし

(5) 申請人（お相手の方）が日本語を理解できる場合は、いつ、どのように学んだのか、具体的に記載して下さい。

妻は中学生のときに日本文化に惹かれて、日本語学科のある高職（職業スキル専門学校）に進学しました。大学も日本人教授のいる日本語学科で勉学をしていました。日本語学科での学習に加え、日本人の友人とのコミュニケーションを通じて日本語能力を向上させてきました。日本語能力試験N1を取得しています。

(6) お互いの言葉が通じない場合、どのような方法で、意思の疎通を図っていますか。

【方法】： 日常会話でコミュニケーションが取れないことは、ほとんどありません。
妻は一人で買い物に行ったり、公共交通機関を利用することが出来ます。
日本語の固有名詞など、日常あまり使用しない言葉に関して、意味が分からないときはインターネットで意味を調べ、学んでいます。

【通訳者がいた（いる）場合】

① 通訳者の氏名： 該当なし

② 通訳者の国籍：

③ 通訳者の住所：

4 日本国内で結婚された方は、結婚届出時の証人2名を記入して下さい。

(1) 氏名： 1人目の証人の名前 (男・女)

住所： 1人目の証人の住所

電話： 1人目の証人の電話番号

(2) 氏名： 2人目の証人の名前 (男・女)

住所： 2人目の証人の住所

電話： 2人目の証人の電話番号